

指定避難所へのWi-Fi設置について

大規模地震発生時等、指定避難所に避難された方は、家族の安否、被害状況等の確認手段として、携帯電話等を使用しますが、回線の輻輳による通信制限のため、利用できなくなることが考えられます。

そのため、市は、災害時において、避難された方が情報を発信・収集できる体制を確保する必要があります。

こうしたことから、平成30年度に指定避難所となる各コミュニティーセンターや小中学校の体育館などの下記施設にWi-Fiによるインターネット環境を整備します。

整備にあたっては、コミュニティーセンターなど常時来訪者のある施設については、平常時からインターネットにアクセスできるよう常設方式で行います。また、小中学校の体育館については防犯の観点などから、避難所開設時に機器を持ち込み、アクセスポイントを設置する移動方式で行います。

これにより、指定避難所においては、災害時特設公衆電話とインターネット環境にて情報の発信等が可能となります。

記

【Wi-Fi整備施設】

①常設方式 9施設

産業振興センター、総合文化センター、稲津コミュニティーセンター、陶コミュニティーセンター、釜戸コミュニティーセンター、日吉コミュニティーセンター、大湫コミュニティーセンター、市民福祉センター（ハートピア）、市民体育館（H27年度整備済み）

②移動方式 10施設

瑞浪小学校、土岐小学校、明世小学校、稲津小学校、陶小学校（旧陶中）、釜戸小学校、日吉小・中学校、瑞浪中学校、瑞浪南中学校、瑞陵中学校（*）

（*）瑞浪北中学校開校時は、瑞陵中学校の機器を流用します。